

住宅の耐震改修工事に係る固定資産税の減額措置について

令和8年4月改正

令和13年3月31日までに、昭和57年1月1日以前に建築された住宅について現行の耐震基準（昭和56年6月1日以降の耐震基準）に適合する耐震改修工事を行った場合、翌年度分の固定資産税から1/2が減額されます。

（※当該住宅が、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する「通行障害既存耐震不適格建物」であった場合は、改修後2年間適用。）

※工事完了後3か月以内の申告が必要です。詳細は下記をご覧ください。

●対象となる家屋

住宅の種類	①昭和57年1月1日以前から所在する専用住宅、共同住宅、併用住宅であること ②併用住宅の場合は、床面積の1/2以上が居住用であること
改修工事の内容	現行の耐震基準（昭和56年6月1日以降の耐震基準）に適合する耐震改修工事であること
工事費の要件	工事に係る自己負担額が1戸当たり税込50万円を超えていること
長期優良住宅の認定等	耐震改修工事を行い、増改築により認定長期優良住宅に該当することになった場合が該当します。 ① 令和13年3月31日までに工事が完了していること ② 長期優良住宅であるものとして沖縄県知事の認定を受けていること

●減額される税額

改修した住宅（居住部分のみ対象）の固定資産税額の1/2（認定長期優良住宅の場合は2/3を減額）。

※1戸あたり120㎡を限度とします。

●手続き方法

改修工事完了後3か月以内に、必要書類を名護市役所税務課資産税係へ提出してください。

●必要書類

(1) 住宅の耐震改修工事に係る固定資産税減額措置の適用申告書（指定様式）

(2) 増改築等工事証明書（指定様式）

※増改築等工事証明書は、登録された建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人が発行することができます。

※通常は、改修工事を担当した建築士が証明しますので、証明の発行については施工業者にお問い合わせください。

※建築士が発行する場合は、証明を行った建築士の免許の写しを添付してください。

(3) 改修工事の費用が確認できるもの（領収書の写し等）

(4) 認定通知書の写し（認定長期優良住宅に該当することになった場合のみ）

●注意事項

- (1) 「住宅のバリアフリー改修工事に係る減額措置」及び「住宅の省エネ改修工事に係る減額措置」と同時に適用はされません。
- (2) 1戸につき1回限りの減額措置です。

<問合わせ>

名護市役所 税務課 資産税係

TEL : 0980-53-1212 (内線185) FAX : 0980-53-1286